

B C P

(Business Continuity Plan)
～事業継続計画～

BA.5・第7波 版

2022年7月作成



社会福祉法人明徳会
SOCIAL WELFARE COMPANY
MEITOKUKAI

I ウイズコロナ対応期間とBCP発動

【ウィズコロナ対応期間】

現 在 ～ 新型コロナウイルス社会的な収束まで(終了と判断するまで)

・ウィズコロナ対応期間は、新しい生活様式としての基本的な予防を続ける。

【法人全体BCP発動】法人全体に係わるもの

陽性者、又は濃厚接触者で影響を及ぼす可能性が固高い関係者が確認された時点 ～ 理事長が解除するまで

PCR検査を受ける前であっても発動する

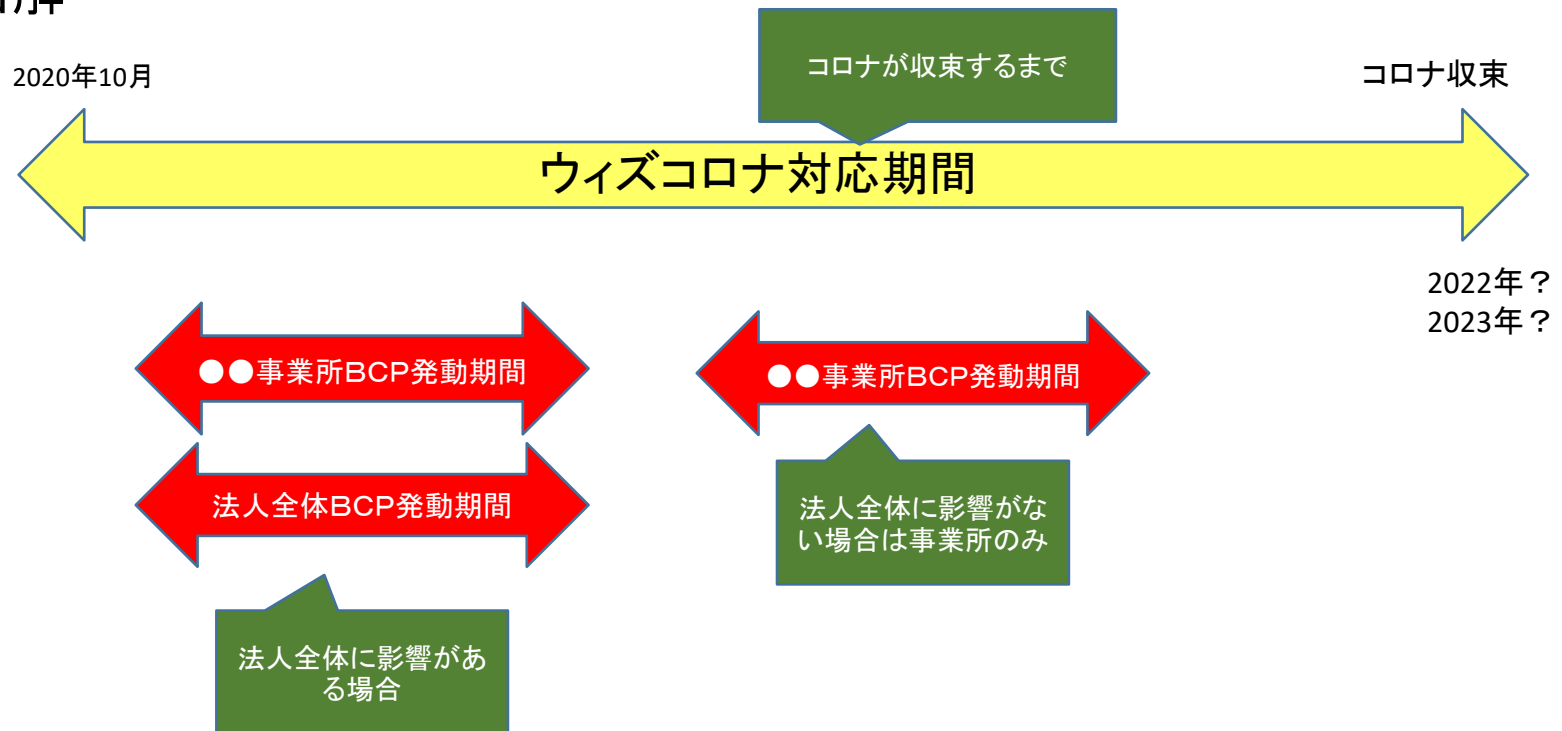
【〇〇事業所BCP発動】事業所全体(または事業所の一部)に係わるもの

陽性者、又は濃厚接触者で影響を及ぼす可能性が固高い関係者が確認された時点 ～ 施設長(管理者)が解除するまで

PCR検査を受ける前であっても発動する

I ウィズコロナ対応期間とBCP発動

図解



I 平時対応期間中の基本予防策(原則編)

基本予防策（原則）

1. 職員各自が、公私ともに感染予防を徹底し、スマートフォン利用者は接確認アプリを利用する。
2. 職員は、勤務中マスク着用をする。
3. 職員は、随時手指の消毒を行う。(一支援一消毒)
4. 職員は、出勤時に検温を行い、体調と体温の記録をする。
5. 熱、風邪の症状があれば休みとし、上司へ報告し指示を受けること。
また、同居の家族についてコロナが疑われるような症状や状況にある場合も必ず報告相談をすること。
6. 定時にテーブル、手摺、ドアノブ、コピー、照明スイッチなど多くの人が触れる箇所は当番を決め、消毒を行い、窓を開け換気を行う。特に冬場は一定の湿度維持を行う。(当番の実施表を作成し記録)
7. 原則として訪問者は立ち入り禁止とする。(訪問者は家族であっても施設に入ることとはできない旨を伝え協力を依頼する。業務は基本的に電話、郵送等に対応する方針に切り替える。やむを得ない場合は検温・マスクを依頼。)
8. 不要不急の会議、研修、出張は中止、延期する。
(注)最低限必要な場合は、小規模で換気しながらマスク着用とし距離をとる。
9. 県外への移動は事前に相談する。

I 平時対応期間中の基本予防策(サービス提供時編)

基本予防策(サービス提供時関係)

- 短期入所については、明徳会契約者のみ受け入れとする。緊急対応を除く
- 外出について 原則ドライブのみに限定する
- 外部講師及び歯科、理容師関係等 基本的に健康チェックを行い実施を許可する。

※●については、BCP発動中は全面中止

※●については、熊本県リスクレベル、蔓延防止等重点措置、緊急事態宣言等により適宜変更をする場合がある)

I 平時対応期間中の基本予防策(職員業務編)

基本予防策(職員業務関係)

- 職員の事業所間の行き来は極力控える。
- 朝礼は各事業所にて実施 全体ナシ 入所と通所別
- 会議は、グループ会議、事業所会議は3密避け換気を行いながら。企画・運営はリモートで事業所は分ける。
- 全体会議は、一堂に集まらず、事業所ごとで実施。(状況を見て一時解除する場合がある)
- お客様、家族送迎時の施設内立入は原則お断り。どうしても必要がある場合は健康チェックで一部は許可する。
- 担当者会議等は、規模により判断する。(極力電話などで対応する)

※●については、BCP発動中は全面中止

※●については、熊本県リスクレベル、蔓延防止等重点措置、緊急事態宣言等により適宜変更をする場合がある)

Ⅱ 陽性又は濃厚接触者で影響を及ぼす可能性の高い関係者が確認された場合、BCP対策本部を設置し、BCPを発動します。

- ①陽性等が一人でも出たらBCP発動しクラスターに備える
- ②クラスター防止策を講じる（施設の閉鎖は、入所、通所、事業所ごとに判断し理事長が決定する）

BCP対策本部	法人全体発動	〇〇事業所発動
BCP対策 本部長 ・方針の決定、対策の統括、施設のクローズ、避難施設の決定など	理事長	施設長
BCP対策 事務局長 ・職員、利用者の状況把握、情報収集と発信、各種調整など	事務部長	事務部長
事務局 ①コロナ対策担当職員（発生状況など確認、集計など） ②対外的窓口（行政、保健所、社協、福祉協会、保護者など） ③感染予防、医療・看護、専門的知識などの情報提供 ④施設の衛生上の必要備品手配など衛生管理全般 ⑤保健所、医療機関、施設消毒業者、避難施設の確保などの対応 ⑥職員の人員確保、調整、応援手配など	各サビ管 看護師 栄養士 事務部長 等	各サビ管 看護師 栄養士 事務部長 等

その他 相談役 嘱託医 産業医等

Ⅲ 発動後の対応 検査・消毒など

項目	対象者	BCP対応策
1. 濃厚接触、感染が疑われる場合 (PCR検査中)	職 員	Ⅲ-1の対応 医療機関受診、上司に報告。 ※状況によっては、法人の抗原検査キットを使用して確認を行う。
	利用者	Ⅲ-1の対応 医療機関受診 他の利用者から隔離。 ※状況によっては、法人の抗原検査キットを使用して確認を行う。
2. 対策本部へ報告	職員の上司	①濃厚接触、感染が疑われる職員、利用者が発生したことを対策本部に報告する。 ②該当職員、利用者に濃厚接触した可能性のある人についてヒヤリングし対策本部へ報告する。
3. 消毒&陽性対応準備	対策本部	①感染が疑われる職員、利用者が発生した事を嘱託医等・職員・ご家族へ周知する。 ②職員に該当施設の自主消毒を指示する。 ③陽性の場合に備え、施設閉鎖等の準備をする。状況によっては即時閉鎖する。
4. 感染が疑われる者と濃厚接触の可能性 ・同室または長時間の接触 ・介護等をしていた者、 ・気道分泌液若しくは体液、 排せつ物等の汚染物質に直接 接触した者など	職員	自宅待機とし、発熱などの症状を上司に報告する。
	利用者	他の利用者から隔離(個室に移動)し、感染を想定したケアを行う。 例:担当職員を分ける、部屋の換気、マスク・手袋・アイゴーグル着用など 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について P4参照」 (厚生労働省 通知・事務連絡令和2年3月6日メモ) http://www.aigo.or.jp/korona/jimu%20030602.pdf

●濃厚接触および接触者の疑いがある利用者、職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。濃厚接触者・および接触者については、以下を参考に特定する。

濃厚接触者の定義

感染者の発症より2日前から

- ・新型コロナウイルス感染者または感染を疑われるものと、1メートル以内で、必要な感染予防策(マスク着用等)なしで15分以上接触のあった者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同居・同室または長時間の接触があった者
- ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

接触者の定義

- ・上記の一部項目に該当しないが、同室で過ごした者

●濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う。

※オミクロン株については、感染力が非常に強い特性を持っているため、接触者についても状況により下記と同様の対応を行う。

- ・当該利用者については、原則として個室に移動する。
- ・当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。
また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒液による手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- ・体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒液で清拭を行う。
- ・当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取組を促す。
- ・施設長等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う。

Ⅲ 事業所を閉鎖する場合

項目	対象者	BCP対応策
1. 陽性反応の報告	①上司 ②対策本部	①検査結果を該当職員から上司を通じ対策本部・嘱託医師に報告する。 ②保健所・熊本市の指導に基づき、行動履歴より濃厚接触者を特定し、指定の様式にて報告を行い。事業継続についての指示を受ける。
2. BCP対応実行	対策本部	対策本部は保健所の指示*により施設の消毒範囲、日時、施設の閉鎖、期間を相談し、職員・利用者へ対応を周知します。
3. 外部へ通知	対策本部	①対策本部は該当施設の職員および他の施設へ連絡する。 ②濃厚接触者(職員)に約10日間の在宅勤務、自宅待機を指示する。 ③濃厚接触者(利用者)への事前に決めた対応策を実施する。 ④行政、協会、保護者、関係者へ通知する。
4. 消毒手配 (自主消毒の場合もある)	対策本部	①保健所の指導のもと日時を確認する。 ②施設消毒時の利用者避難先を確保する。
5. 利用者対応	利用者	BCPにて決定した施設にてケアを開始する。
6. 職員(濃厚接触者)	職員	自宅待機、在宅勤務をし、毎日の体温、体況を対策本部へ報告する。
7. 施設の消毒	職員	防護対策をした上で、適切なタイミングで施設の消毒を行う
8. 濃厚接触者の状況把握	対策本部	濃厚接触者(職員、利用者)の、検査結果、発熱状況など把握し対応する。
9. 通常業務の再開	対策本部	行政、保健所などにも相談し、感染がないことを確認し通常業務を再開する。

Ⅲ その他

	確認事項	確認
PCR検査	数名以下の場合は各自対応。入所利用者の場合は隔離後適宜医療機関と調整、通所の場合は家庭での対応、情報提供、職員等は自宅待機聞き取り	可能な限り行うが熊本市と協議し進める また、2次接触被害が出ないように努める
消毒	完全防護で職員で対応する	コロナ菌が消えるまで72時間放置後消毒
消毒時の避難先	入所者少数であれば、短期入所等、クラスターの場合はサポートホール、短期入所使用。	通所・ハピネス・ワークステーション等を利用
病院入院治療	原則 施設内、家庭 重症が懸念される場合保健所と相談	個人差があるが拘束の可能性もあり、 対応者は施設長指示
施設の閉鎖	適宜閉鎖する クラスターの場合は、法人全体的に閉鎖	施設及び職員も法人全体で対応する。 サポートホール、ハピネス、短期入所などを活用、対応分担をする。
職員	クラスターの場合は法人全体でカバーする	感染者以外は勤務。 濃厚者の介助とそれ以外のものと、分担し リスクの軽減を図る場合がある。 交代勤務。他機関からの人員の応援はあまり望めない。
その他		

感染症発生時の対応について(福祉施設関係)

なんらかの感染症が疑われる出来事が発生した場合、感染症の拡大を防ぐとともに原因を究明するために
下記の内容の連絡、調査をお願いします。

【1 早急に保健所に連絡する事項】

- ① 連絡窓口担当者名・部署・TEL・FAX
- ② 症状について
 - ・ どのような症状ですか？症状にどのように対応しましたか？
 - ・ 同じような症状の入所者及び職員は何人いますか？
 - ・ それら有症状者の各階フロア、居室の状況(一人部屋？)、性別、年齢、それぞれの特徴(基礎疾患・オムツの使用・寝たきり等)
- ③ 受診状況について
 - ・ 医療機関を受診した入所者はいますか？医療機関名は？
 - ・ 診断名は？治療状況は？
 - ・ 入院した方はいますか？
- ④ 発生時期について
 - ・ いつから同じような症状の入所者がいましたか？(推定初発時期)
 - ・ 初発と思われる有症状者のフロア名と居室の状況、他の入所者同士の関係は？

【2 調査する内容】

- ① 入所者・職員の人数
- ② 推定初発時期から現在までの居室別有症状者名と症状及び特徴(基礎疾患・介助度、他害有無、自閉症など)
- ③ 職員の有症状者名の一覧と症状
- ④ 職員の勤務表(職種、受け持ち勤務状況がわかるもの)
- ⑤ 施設の接触利用者、ボランティア等利用状況(2週間前から現在まで)
- ⑥ 過去(2週間前)からの特別行事の内容、日付と今後の予定
- ⑦ 施設の見取り図(トイレ、手洗い、食堂、各居室の位置がわかるもの)

参考4： 各種ガイドライン

■社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108618.pdf>

■「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」

(厚生労働省 通知・事務連絡令和2年3月6日メモ)

<http://www.aigo.or.jp/korona/jimu%20030602.pdf>

■障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html#h2_free1

■高齢者介護施設による感染マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

■自治体・医療機関・社会福祉施設向けの情報一覧(新型コロナウイルス感染症)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

熊本市障がい保険福祉課 報告様式

新型コロナウイルス感染者が発生した際の報告事項 ご利用者様			
事業所名：		運営法人名：	
事業所住所：		サービスの種類：	
登録利用者数：		職員数：	
報告者（職名）：		連絡先：	
休日等の連絡先（担当者）：		休日等の連絡先（電話）：	
①陽性の利用者			
氏 名		居住区	中央・東・西・南・北・市外（ ）
年 齢		所属・学年	
② ①の方の状況			
症 状	無・有（ ）		
検 査	PCR検査 ・ 抗原検査	検査日	
結果判明日		結 果	陽性 ・ 陰性
③感染までの経緯（濃厚接触者等との接触状況など）			
④事業所利用日とその状況			
⑤家族構成			
⑥利用者及び家族の他事業所の利用の有無			
⑦事業所休業の有無			
休業：無 ・ 有（期間： ～ ）※有の場合は別途「臨時休業報告書」を提出ください。			
⑧事業所の対応状況（消毒や、休業しない場合の措置内容等）			
⑨ ①の方の濃厚接触者の氏名及びPCR検査予定日			
⑩ ①の方の本人のワクチン接種の有無			
2回・1回・未接種（対象外）			
⑪その他報告事項			

本市では、新型コロナウイルス感染症の発生によるサービス提供体制への影響をできる限り小さくし、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されないかかり増し経費等に対して補助金を交付する「熊本市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」を実施しております。詳細は令和3年12月16日送付のメールをご確認ください。

新型コロナウイルス感染者が発生した際の報告事項 職員			
事業所名：		運営法人名：	
事業所住所：		サービスの種類：	
登録利用者数：		職員数：	
報告者（職名）：		連絡先：	
休日等の連絡先（担当者）：		休日等の連絡先（電話）：	
①陽性の職員			
氏 名		年齢(職名)	
住 所	中央区・東区・西区・南区・北区・市外（ ）		
② ①の方の状況			
症 状	無・有（ ）		
検 査	PCR検査 ・ 抗原検査	検査日	
結果判明日		結 果	陽性 ・ 陰性
③感染までの経緯（濃厚接触者等との接触状況など）			
④直近1週間の出勤状況と、他職員や利用者との接触状況			
⑤家族構成			
⑥事業所休業の有無			
休業：無 ・ 有（期間： ～ ）			
※有の場合は別途「臨時休業報告書」を提出ください。			
⑦事業所の対応状況（消毒や、休業しない場合の措置内容等）			
⑧ ①の方の濃厚接触者の氏名及びPCR検査予定日			
⑨ ①の方のワクチン接種の有無			
2回・1回・未接種（対象外）			

本市では、新型コロナウイルス感染症の発生によるサービス提供体制への影響をできる限り小さくし、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されないかかり増し経費等に対して補助金を交付する「熊本市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」を実施しております。詳細は令和3年12月16日送付のメールをご確認ください。